



26 消安第 4185 号
平成 26 年 11 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、千葉県が実施した野鳥糞便検査において、千葉県長柄町で採取された野鳥糞便から H5N8 亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、今後、病原性の検査が行われます。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）のほか、「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 26 年 9 月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知）をはじめ、累次の通知等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策及び監視体制の強化等の指導をお願いしているところです。

今冬の渡り鳥の飛来シーズンに入り、国内においては先月の島根県において野鳥の糞便から本病ウイルス（H5N8 亜型）が分離されるとともに、東京都や宮城県において死亡野鳥から A 型インフルエンザの陽性事例も確認されております。また、今回の千葉県の事例については、本病であることが強く疑われています。さらに、欧州においても、今月に入り、ドイツ、オランダ及び英国の家きん飼養農場で本病（H5N8 亜型）の発生が続けて確認されており、平成 22 年に全国的に本病が流行した時に比べ、現在の状況は日本全国のどこの家きん飼養農場において本病が発生してもおかしくない状況です。

このように、既に国内に本病ウイルスが侵入しており、これまで以上に緊張感を持って、家きん飼養農家自らが農場内へのウイルスの侵入を防ぐべく最大限の警戒をする必要があります。

つきましては、家きん飼養者に対して、本病に関する注意喚起、飼養衛生管理基準の遵守、異状の早期発見・通報等についての指導を再度徹底していただき、農場に出入りする関係者も含め、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等を確実に実施し、改めて指導の徹底をしていただきますようお願いいたします。